

障企自発0329第1号  
こ支障104号  
令和6年3月29日

各  
〔 都道府県知事  
市区町村長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
( 公 印 省 略 )

「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度について、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示528号）」の一部の改正を行った。

これに伴い、「補装具費支給事務取扱要領」の制定について」（平成30年3月23日付け障企自発0323第1号）で定める補装具費支給事務取扱要領の一部を別紙の通り改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、その旨御了知の上、貴管内身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。